第九条第二項及び第十条第二項中「一万五千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」を「（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）」に、「九千百五十円」を「九千円」に改める。

第十一条第一項第三号中「一万六千百円」を「一万四千百円」に改め、同条第二項中「一万六千百円」を「一万四千百円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に改める。

第十二条第三項中「一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万三千三百円）」を「六千円」に、「」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」を「（短時間認定保護者にあっては、一万六千三百円）」に、「七千六百五十円」を「六千円」に、「一万五千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」を「（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）」に、「九千百五十円」を「九千円」に改める。

第十三条第一項第三号中「一万六千百円」を「一万四千百円」に改め、同条第四項中「一万六千百円」を「一万四千百円」に、「七千五百五十円」を「三千円」に、「一万三千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万三千三百円）」を「六千円」に、「」とあるのは「七千七百五十円」と、「一万六千三百円」を「（短時間認定保護者にあっては、一万六千三百円）」に、「七千六百五十円」を「六千円」に、「一万五千円（短時間認定保護者にあっては、一万四千八百円）」を「九千円」に、「」とあるのは「九千二百五十円」と、「一万九千三百円」を「（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）」に、「九千百五十円」を「九千円」に改める。

第十四条の二第一項第一号中「得た額」の下に「（第四条第一項第四号及び第二項第七号、第六条第一項第四号、第七条第一項第四号、第九条第一項第七号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第四号、第十三条第一項第四号及び第二項第七号に掲げる支給認定保護者にあっては、一万九千三百円）」に、「九千百五十円」に改める。

第二十七条中「千分の二・〇」を「千分の二・三」に改める。

附則第十七条の二中「第十三条」と」の下に「、「第四条第一項第四号及び第二項第七号、第六条第一項第四号、第七条第一項第四号、第九条第一項第七号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第七号並びに第十三条第一項第四号及び第二項第七号」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条第一項第四号、附則第十四条において準用する第六条第一項第四号、附則第十五条において準用する第十一条第一項第四号及び附則第十六条において準用する第十三条第一項第四号」と」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第四条第一項第三号及び第四項、第五条第一項第三号及び第四項、第六条第一項第三号及び第二項、第七条第一項第三号及び第二項、第九条第二項、第十条第二項、第十一条第一項第三号及び第二項、第十二条第三項、第十三条第一項第三号及び第四項、第十四条の二第一項第一号並びに附則第十七条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第二十七条の規定は、平成二十九年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十六号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第三項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「平成二十八年四月」を「平成二十九年四月」に、「四万二千三百三十円」を「四万二千二百九十円」に改め、同条に次の二項を加える。

2　平成二十九年四月以降の月分の手当については、法第五条第二項第一号中「一万円」とあるのは、「九千九百九十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

3　平成二十九年四月以降の月分の手当については、法第五条第二項第二号中「六千円」とあるのは、「五千九百九十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

第二条の四第三項中「〇・〇一八六八七九」を「〇・〇一八六七〇五」に改め、同条第四項中「〇・〇〇二八四四」を「〇・〇〇二八七八六」に改め、同条第五項中「〇・〇〇一七二二五」を「〇・〇〇一七二八三」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成二十八年四月」を「平成二十九年四月」に、「三万四千三百円」を「三万四千二百七十円」に、「五万千五百円」を「五万千四百五十円」に改める。

第九条の二中「平成二十八年四月」を「平成二十九年四月」に、「一万四千六百円」を「一万四千五百八十円」に改める。

第十条の二中「平成二十八年四月」を「平成二十九年四月」に、「二万六千八百三十円」を「二万六千八百十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成二十八年四月」を「平成二十九年四月」に、「一万四千六百円」を「一万四千五百八十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。